

札幌市資料館保存活用基本計画（案）に対するご意見について

1 実施概要

(1) 意見募集期間

平成 29 年（2017 年）8 月 29 日（火）から平成 29 年（2017 年）9 月 27 日（水）まで

(2) 資料の配布場所

ア 札幌市役所 7 階（文化振興課 国際芸術祭担当）札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

イ 札幌市役所 2 階（行政情報課 市政刊行物コーナー）

ウ 各区役所総務企画課広聴課

エ 各区民センター

オ 各区まちづくりセンター

カ 札幌市資料館（札幌市中央区大通西 13 丁目）

キ ふれあいパンフレットコーナー（地下鉄大通駅定期券発売所並び）

ク 札幌市公式ホームページ

ホーム>教育・文化・スポーツ>文化・芸術>札幌市資料館>札幌市資料館リノベーション事業

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/sapporoshiryokan/shiryokanrenovation.html>

(3) 意見の募集方法

持参、郵送、ファックス、電子メール

2 意見の内訳

(1) 提出者数・意見件数

5 名・33 件

(2) 意見の提出方法分類

分 類	人 数
持参	1 名
郵送	1 名
ファックス	0 名
電子メール	3 名
合 計	5 名

3 ご意見の概要と札幌市の考え方

No.	意見の概要	札幌市の考え方
1. 建物の保存、耐震化について		
1	建物の価値の所在を示すために、建物竣工当時の設計図竣工図、あるいは古写真を掲載してはどうか。	建物竣工当時の図面や古写真については、平成 27 年度の札幌市資料館保存活用検討委員会における「札幌市資料館保存活用基本方針」に掲載しており、本計画の参考資料として添付いたします。
2	平成 23 年度に実施された耐震診断の内容は公開されているか。 また、耐震性能はどの程度のクライテリア（判定基準）を目指しているのか。	耐震診断結果については、資料が膨大かつ専門的な内容であるため札幌市公式ホームページ等には掲載しておりませんが、当課において閲覧いただくことができます。 また、耐震性能確保については、文化財としての価値の保存とのバランスも考え合わせながら検討を進めることとなります。
3	概算事業費合計額が 22～27 億円とあり、コンクリートの中性化が深刻に進んでいるのならば、取り壊すしか無いのではないか。	ご意見のとおり、コンクリートの中性化については進んでいるところですが、札幌市資料館は昭和 48 年の高等裁判所の移転の際に、建物の保存を望む市民からの声などを受けて札幌市が所有し、維持保全してきた建物です。その歴史的、建築的価値を踏まえ、札幌市の貴重な財産として後世に継承すべき歴史的建造物と捉え、保存活用していきたいと考えております。
4	最初から保存を前提とした議論の進め方は疑問である。保存する場合と併せて、車椅子の方々も利用しやすい施設として新たに建築する場合の試算をするべきではないか。	

No.	意見の概要	札幌市の考え方
2. 施設計画・建物名称について		
5	巨大オブジェなどは地震の時に倒壊して危険であり、子供が中で遊ぶのも危険で事故が予想されるので、吹き抜けなど、天井の高い展示スペースは不要ではないか。	本計画では、札幌市資料館の耐震化及び維持保全のため改修を行うとともに、バリアフリー化を図るための増築を考慮しており、ご意見のような、巨大オブジェ等の設置や天井の高い展示スペースを設けることは想定しておりません。
6	資料館という名称は、現状の施設用途から離れているため、文化芸術発祥館といった名称変更を行うべきではないか。	ご意見のとおり、施設名称については、今後、市民の皆さんからの意見も踏まえながら検討いたします。 また、この他に文化財名称を定め、旧控訴院の由来を明確に伝えられるよう考えております。
7	活動内容に沿った名称を決めることが望ましい。活動内容が決まる前に新名称が決まることはやめてほしい。また、最近流行の軽い「カタカナ」や「ひらがな」、あるいは造語といった名称は避けるべきである。 安易な名称とならないよう上記のことに配慮のうえ検討に検討を重ねて、多くの市民に納得される名称にしてほしい。	
8	裏庭は、雨と日差しを避けるための屋根を設け、小音量での演奏可能なスペースとしてほしい。	札幌市資料館の裏庭の活用については、市民や地域のみなさまの憩いの空間となっていることを踏まえ、今後も引き続き検討を行います。

No.	意見の概要	札幌市の考え方
3. バリアフリー化について		
9	<p>概要版裏面「第 4 章 保存活用の基本計画」 ＜施設計画＞</p> <p>(1) 歴史的建造物の保全とバリアフリー対応」に係る記載を変更してほしい。</p> <p>(原文) 文化財価値を損なわず景観に配慮し、エレベーター、多目的トイレ等の増築</p> <p>(修文) 文化財価値を損なわず景観と<u>高齢者、障がい者等の利便性</u>に配慮し、エレベーター、多目的トイレ等の増築</p>	<p>ご意見のとおり、概要版裏面のバリアフリー対応に係る部分については、以下のとおり表現を変更いたします。</p> <p>【変更後】</p> <p><u>バリアフリー対応</u></p> <p>文化財価値を損なわず景観と<u>高齢者、障がい者等の利便性</u>に配慮し、エレベーター、多目的トイレ等の増築</p>
10	<p>現在、資料館は、大通 13 丁目にあるため地下鉄（西 11 丁目駅）からの導線に点字ブロックの設置により、アクセスを改善してほしい</p>	<p>札幌市資料館へのアクセスについては、公園南側の歩道に設置されている点字ブロックの活用も含め、地下鉄東西線西 11 丁目駅からの動線確保を図ります。</p>
11	<p>正面入り口前（左右）に排水溝が設置されているが、溝の幅が広いため、車いすの前輪や杖などが引っかかって転倒する危険性があることから、溝の幅を細かい物に改善してほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、現在の側溝溝蓋などの箇所については支障となるおそれがあることから、改修の際に改善いたします。</p>
12	<p>車いす利用者用駐車施設の設置にあたっては、雨天や降雪時の利用を考慮した配慮と、この駐車場を必要としない人の利用を制限するための対応をしてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえて今後の詳細設計で検討していきます。</p> <p>また、分かりやすい駐車区画、注意喚起掲示、利用マナーの表示等の充実を図ります。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
13	<p>建物内部を次のように改善してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 段差の解消、手すりの設置及び幅員の確保が必要。 ② 視覚、聴覚、知的障害者（外国人も）への情報保障（案内、館内放送等）配慮が必要。 ③ 災害時の周知方法、避難経路等に関する対応の確保が必要である。 ④ 札幌市福祉のまちづくり条例を最低基準としたバリアフリー化が必要。 	<p>建物内部の施設のバリアフリー化については、今後の詳細な設計の段階で、文化財としての価値の保存も考え合わせながら、札幌市福祉のまちづくり条例の施設整備基準に可能な限り準拠するよう検討していきます。また、案内や館内放送、災害時等の対応などのソフト面の対応については、改修後はもとより、現時点でも取り組める内容については対応していきたいと考えています。</p>
14	<p>障害者差別解消法及び関連指針等に基づく職員対応の確保をしてほしい。</p>	<p>本計画におけるハード面の施設改修のほか、指定管理者における施設の運営管理に際しては、公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていることを踏まえ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく義務を課されている札幌市に準じた対応を求めています。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
4. 施設の活用について		
15	<p>札幌市資料館を、ユネスコ創造都市ネットワーク・メディアアーツ都市の拠点施設とする方向性について賛同する。</p> <p>ただ、「メディアアーツ」といっても市民の理解が得難いので、以下のような取り組みをしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアアーツを活用した地域創造型アートセンターと位置付ける。 ・「コンソーシアム」での運営を機能させるためにも、これまでの「札幌メディアアーツ・ラボ」の機能が重要と考えることから、これを復活させ、メディアアーツ都市の推進に取り組む。 ・都市、社会、人、経済、自然など生活環境とアートの接点を創出し活用する、リレーショナル（関係性）をコンセプトとする。 ・創造都市を具現化する、ITなどを活用した問題解決型のアートを主に館内で行い、アート（アーティスト）と市民の窓口となる。 ・市民や市が抱える様々な問題をアーティストと共に専門スタッフ（アートマネジメント）が、市民とともに問題解決に向け活動する。 ・アートマネジメント人材の育成が急務である。 	<p>本計画案は、札幌市文化芸術基本計画において、メディアアーツの市民理解を促進し、メディアアーツ都市としての札幌を国内外に発信するための拠点設置検討を重点取組事項としていることを踏まえ、現在の貸室利用等に加えて、札幌市資料館にユネスコ創造都市ネットワークのメディアアーツ都市としての研究・創造と交流・発信の場を設けることとし、その施設活用に係る基本的方向性を示すです。</p> <p>ご提案をいただきました、位置付け、役割、コンセプトや具体的活動など、研究・創造と交流・発信の場としてのあり方については、今後さらに詳細な検討を行うこととなります。その際にはいただいたご意見も参考に進めてまいります。</p>
16	<p>今後、国際芸術祭の開催期間中、会場として使うことは容認できるが、全館を芸術活動に充てることには反対である。</p>	<p>本計画案では、現在の貸室利用等に加えて、メディアアーツを中心とする活動の場を2階に設け、研究・創造や交流・発信の場として利用するとともに、1階は復元法廷や建物の由来の伝承のスペース、既設常設展示等を配置することとしております。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
17	<p>計画素案を芸術の分野に絞っている方針に疑問である。</p> <p>なぜ札幌市資料館で文化芸術活動を行うのか？</p> <p>(ほか類似意見 4 件)</p>	<p>「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015」において、歴史的建造物である札幌市資料館を現代アートを中心とした多様な芸術表現の発信や市民の交流の場とするためのリノベーションに着手することとしており、また、平成 27 年度には「札幌市資料館保存活用検討委員会」を設置して学識経験者等との意見交換を行い、委員会では「歴史的建造物と新たな活用の対比・融合の相乗効果により更なる価値を発揮する」ことが活用の考え方のひとつとして示されております。</p> <p>このほか、文化庁が平成 28 年に策定した「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」においても、芸術祭等のアートイベントや公演等を実施することで文化財に付加価値を与えることが示されております。</p> <p>これらを踏まえ本計画案では、「歴史」と「アート」の対比・融合により創造性が喚起されることを期待する計画としています。</p>
18	<p>市民利用における運用変更とあるが、貸室のギャラリー使用は今後も可能なのか。ぜひギャラリー利用者とその見学者のために、今後もギャラリーサービスは続けてもらいたい</p>	<p>本計画案での運用変更については、2 階のギャラリー部分の貸出し区分などについて見直しを行い、よりさまざまな活用を可能とすることを検討しており、貸室機能を廃止するものではなく、従前どおり貸室として市民のみなさまにご利用いただけるスペースとする予定です。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
19	おおば比呂司記念室は、グッズ販売のみとして、新進芸術家の展示を月替わりで設けるのはどうか。	おおば比呂司記念室は、札幌出身の画家・漫画家おおば比呂司氏の作品を数多く展示し、毎年 2 万人以上の方に来場いただいております。今後も引き続き、多くの市民や観光客のみなさまに作品をご覧いただけるよう、作品の展示等を継続していくことを想定しております。
20	おおば比呂司の展示室についての記述がないが、どのように対処するのか	
5. 事業計画の伝承について		
21	従来から展示している歴史関係の資料は少なく、明治初期、開拓に入った屯田兵に係る資料、その子孫の教育のために開校した小学校や札幌農学校に係る資料、札幌農学校に合格させるため設立した旧制中学校、それと並ぶ女子のための高等女学校などに係る資料、札幌の中心部「本府」の形成から始まり、まわりの町村を合併しながら市域を拡大していった現在の札幌市を物語る資料を新たに加えてほしい	ご意見のとおり、現在の札幌市資料館では、歴史に係る資料や展示物が十分に配置されている状態ではありません。そこで、本計画における「伝承」の事業により、旧控訴院当時の資料、歴史や司法に係る展示等を充実させていくこととしており、今後、収集展示する資料等について検討してまいりたいと考えております。 また、現在の復元法廷についても、建物の由来を伝える展示のひとつであり、模擬裁判などで司法を学ぶ貴重な場として利用されていることから、今後も展示を継続していくこととしています。
22	基本計画（案）にあるように、札幌市資料館が元控訴院（今の高等裁判所）であったことから、刑事法廷を残し、司法の資料を充実させることについて賛成する	
23	資料館の歴史展示は残すべきである。	
24	「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015」で国際芸術祭の拠点として活用し現代アートを中心として・・・とあるが、市民に周知されているか。	平成 27 年度に「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015」を策定した際には、本計画と同様にパブリックコメントを行っているほか、策定後においても、その内容を市民の皆様にも周知する取組を続けております。

No.	意見の概要	札幌市の考え方
6. 他施設との役割分担について		
25	芸術祭準備室や市民に発信する拠点は、交通の便も改善されている南区芸術の森に立派な施設があるのでここを中心にすべきではないか	札幌芸術の森は、札幌国際芸術祭において札幌市資料館と並び主要会場として活用しており、今後も同様の活用を想定しています。
26	平成 30 年（2018 年）秋にオープンする「札幌市民交流プラザ」が新しい雰囲気の芸術分野にふさわしいのではないか	平成 30 年秋にオープンする「札幌市民交流プラザ」は、札幌の文化芸術の全体を支え、育む拠点として、様々な文化芸術の市民ニーズに応えることとなります。本計画案では、札幌市資料館は、メディアアートを中心とする「研究・創造」と「交流・発信」の場となることを想定しており、市有の文化施設間において役割分担と連携を図ることとしております。
7. その他の意見		
27	平成 27 年度の札幌市資料館保存活用検討委員会の資料は閲覧できるか。建物の現況に関する詳細な資料を公開いただけないか。	「札幌市資料館保存活用検討委員会」の資料については札幌市公式ホームページにおいて会議資料、議事録などを公開しております。また、詳細図面等の資料については、膨大かつ専門的であるため、札幌市公式ホームページ等には掲載しておりませんが、当課において閲覧いただくことができます。
28	札幌市博物館が設置されるまでの間、小規模な歴史博物館的な使い方をすべきではないか	本計画案では、1 階に復元法廷や建物の由来の伝承のスペースを設け、伝承を事業のひとつとしております。また、伝承事業において札幌の歴史の一端を伝える展示についても検討していきます。
29	旧控訴院の建物が全国で 2 館だけとなった理由は、刑事法廷展示室に見られる、裁判官と判事が被告人を上から見下す、旧態たる「刑事起訴された被告は有罪と見做す」、旧刑法上によるもので、冤罪を生み出す構造の施設はこれからの市民生活にとって、「負の遺産」でしかなく、子供たちへの悪影響を及ぼさない為に取り壊した方が良いとの考えに基づくものではないか。	計画案 P3 第 2 章 4 行目「全国で 8 ヶ所建築された控訴院のうち、現存するのは札幌と名古屋のみ」についてのご意見と受け止めますが、全国に建築された他の旧控訴院が建替えられた背景については札幌市では把握しておりませんので、所管庁へお問い合わせください。なお、札幌市資料館の刑事法廷展示室は、創建当時の法廷を再現し司法の歴史を現したもので、この場を利用し現在の司法制度について学ぶことのできる学習の場を提供しております。

SAPPORO

札幌市資料館保存活用基本計画

平成 29 年（2017 年）10 月発行

編集・発行：札幌市市民文化局文化部文化振興課国際芸術祭担当

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 7 階

電話：011-211-2314 FAX：011-218-5154

URL <http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/sapporoshishiryokan/shiryokanreno>



札幌市
01-D05-17-1833
29-1-121